

## 子どもの権利論の系譜と展開

### — E・ケイと J・コルチャックを焦点として —

乙訓 稔

生活文化学科

The genealogy and development of the theory on child's right  
— Focusing on Ellen Kay and Janusz Korczak —

Minoru OTOKUNI

*Department of Human Sciences and Arts*

Today, the topics of the child's right are talked about commonly, but respect for the child which is laid at the base of the child's right only became talked about in the time of Jean-Jacques Rousseau in the second half of 18th century. Education based on respect for the child was talked as a theory of child's right; that is, Rousseau had written to respect the child in his "*Emile ou de l'éducation*" that is called the book of discovering a child.

After that, the Rousseau's thought of respecting for a child was developed from 19th century to 20th century, it bore fruit in the thought and activity of Johann Heinrich Pestalozzi and Friedrich Fröbel during the 19th century. And at the head of 20th century, it was revived as an idea of the New Education Movement by John Dewey, Ellen Kay, etc.

Kay, in her "*The century of the child*", asserted the right of the child to select its own parents, and the right to live, and the right to develop; so to speak they are the child's rights for self. On the other hand, Janusz Korczak asserted "das Recht des Kindes zu sein, was es ist", so his theory of the child's right, that is "*Das Recht des Kindes auf Achtung*" which was included in the Geneva Declaration of the Rights of the Child that incorporated Ellen Kay's theory of the child's right, can be said the child's right is in itself. Then making comparison between the Kay's theory of the child's right and Korczak's theory of the child's right, the former's center of gravity is in the rights of children for their social and living conditions, the latter's center of gravity is in the child's right for itself.

In conclusion, it can be said that the first generation of the thought on child's right is Rousseau and Robert Owen who endeavored to assure the welfare and education of poor children; the second generation is Kay who wrote emphatically the right of the child; and the third generation is Korczak who claimed concretely the child's right for itself.

Key words : child 子ども・児童, century of the child 児童の世紀, right of the child 子どもの権利, respect for the child's right 子どもの権利の尊重, Geneva Declaration of the Rights of the Child 「児童の権利に関するジュネーブ宣言」, United Nations' Declaration of the Rights of the Child 「児童の権利に関する国連宣言」, Convention on the Rights of the Child 「児童の権利に関する条約」

#### 1. 緒言

20 世紀、世界は 2 度の大戦を経験し、その反省から国際連盟や国際連合を組織し、曲がりなりにも世界の子どもの福祉や教育と権利についても論議してき

た。すなわち、第 1 次世界大戦後の国際連盟は 1924 年 9 月 26 日の総会で「児童の権利に関するジュネーブ宣言」(以後「ジュネーブ宣言」と略称)を採択し、またイギリスではオウエン (Robert Owen, 1771-1858)

以来の児童福祉の伝統から、1933年に児童虐待防止の強化を図った「児童青少年法」が成立した。

第2次世界大戦後では、1946年にユニセフ（国際連合児童緊急基金）が組織され、その活動は今日でも世界の恵まれない子どもたちの福祉と医療のために尽力している。日本では、1951年5月5日の「子供の日」に、すべての児童の幸福をはかるために「児童憲章」が制定された。また、国際的には1959年11月20日の第14回国連総会において「児童の権利に関する国連宣言」（以後「児童権利宣言」と略称）が採択されている。そして、1979年に「国際児童年」が定められ、1989年11月20日の第44回国連総会では「児童の権利に関する条約」（以後通称の「子どもの権利条約」と表記）が採択され、国際条約として各国政府に義務づけられた。我が国も、1994年に「子どもの権利条約」を批准して、今日に至っている。

このように国際機関で子どもの権利が謳われてきた過程において言えることは、その時期が戦争の惨禍を経た後であり、戦争によってその禍いを最も被るのが子どもであったということが契機となっていると言える。しかし、子どもの尊重や権利が日の目を見るまでには、その基盤となる先駆的な思想的背景があったのであり、その文脈において理解されなくては子どもの権利論も浅薄となり、単なるお題目に終始することになる。すなわち、第1次世界大戦後の1924年に「ジュネーブ宣言」が成立するが、それ以前の19世紀最後の年である1900年に「20世紀は児童の世紀」とであると論じたスウェーデンの社会評論家ケイ（Ellen Karolina Sofia Key, 1849-1926）女史の子どもの権利論が広く世界に影響を与え、そのことが同宣言の成立を促したと言えるのである。また、迫りつつあった第2次世界大戦前の1928年に、ポーランドの小児科医で児童作家であったコルチャック（Janusz Korczak, 1878-1942）の子どもの権利論も「ジュネーブ宣言」の影響を受けながら著され、大戦後に評価されている。第2次世界大戦後の1959年には、「児童権利宣言」が採択されているが、その精神を踏襲して1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、その提案国でもあったポーランドのコルチャックの子どもの権利論が先導的役割を果たした<sup>(1)</sup>のである。

そこで、エレン・ケイの著作『児童の世紀』（*Barnets arhundrade • The Century of the Child • Das Jahrhundert*

*des Kindes*）とコルチャックの著作『尊重すべき子どもの権利』（*Prawo dziecka do szacunku • Das Recht des Kindes auf Achtung • The Child's Right To Respect*）における子どもの権利論の主旨をそれぞれ明らかにし、その各々の意味とその影響を論じることにしよう<sup>(2)</sup>。

## 2. ケイの子どもの権利論

エレン・ケイは、『児童の世紀』の「教育」の章において、子どもの本質は大人と同等なのに、大人は子どもを下僕のように扱い、子どもに自分の意志を持たせていないと述べている。彼女によれば、子どもの性格のなかには未来を志す力が潜んでいて、また子どもの過ちのなかにも善に対する不朽の芽が包まれているので<sup>(3)</sup>、『『悪い子』であることも子どもの権利であり<sup>(4)</sup>得ると論じている。

このケイの児童観は、子どもは大人と同じ人格のある存在であり、子どもが持っている本性は本質的に善であると捉える思想である。彼女は、この性善説的な児童観に立って、同時代の教育者たちがこれまでの古い人間観や性悪説に囚われて子どもを支配し抑圧している<sup>(5)</sup>と、批判している。彼女によれば、子どものどのような過ちも道徳的行為の萌芽を含んでいるので、子どもの自然の本来的な活動を助け、配慮することが本当の教育であり<sup>(6)</sup>、反対に子どもの本性を抑圧するのは教育上の罪悪なのである<sup>(7)</sup>。

さらにエレン・ケイは、教育においては子どもの本性・「自然を自然のあるがままに任せ、自然本来の仕事を助けるために周囲の状態に気を配る」<sup>(8)</sup>ことが必要であり、「子どもが他人の権利の境界を越えない限り自由に行動できる世界をつくってやる」<sup>(9)</sup>ことが必要であると述べている。彼女にとって、「子どもを教育することは、子どもの精神を子ども自身の手のなかに握らせ、子どもの足で子ども自身の細道を進ませるようにすることであり」<sup>(10)</sup>、子どもの本性を無くすようにするのではなく、それを高めることが教育の目的でなければならないのである<sup>(11)</sup>。彼女によれば、親は子どもの生活に干渉する努力を100分の1にとどめ、残りの99パーセントを干渉ではない控え目な指導に使い、子どもに経験をさせることで子ども自身が結論を引き出させるように仕向けるべきなのである<sup>(12)</sup>。

また彼女は、子どもへの接し方として、「子どもと

遊べる者だけが、子どもに何かを教えられる」というスタール (Anne L. Germaine de Staël, 1766-1817) 夫人の言葉を引用し、自分が子どもになることが子どもを教育する第一条件であると述べている。子どもになることとは、エレン・ケイによれば子どもらしく装ったり、ご機嫌取りのおしゃべりをするのではなく、子どものような無邪気さで子どもに接し、大人に示すと同じような思いやりと信頼を子どもに示すことであり、ずるさや力ではなく、子どものようなまじめさと誠実さで子どもに接することなのである<sup>(13)</sup>。

これとは逆に、世の親や教師たちは子どもを理解せずに、ただ自分たちのレベルから子どもに対していて、エレン・ケイは批判する。すなわち、親はひたむきな親心や熱意からなのであるが、子どもの固有の世界に干渉し、子どもを小さな人間の素材として型にはめようと矯正したり、子どもが好きなことや望むこととは違った方向へ引きずっていると、批判しているのである。また彼女は、教師たちはややもすると子どもの考え方や意見を歪めたり、人の前で子どもの過ちを暴露して咎めたりし、子どもの繊細な感情を傷つけている<sup>(14)</sup>と、批判するのである。

このように、エレン・ケイが子どもの教育を論じるのは、大人の勝手な過保護や残酷な行為から子どもを解放するためであり、子どもの教育では直接介入を出来るだけ避け、子どもを平安で自由にするためなのである<sup>(15)</sup>。彼女によれば、禁止と統制は子どもを不誠実にし、また虚弱にさせるので、子どもの育成では子どもが自分で楽しみを作り出し、自分の行為に責任を持つようにさせることが必要であり、親や教師たちは子どもの行為に注意深く気を配るべきなのである<sup>(16)</sup>。

したがって、ケイによれば、教育する者は肉体的にも心理的にも子どもの権利が存在する境界を超えて踏み込まないように自己抑制し、子どもをボールのように大人の手中で弄んだりせず、また子どもに命令を押しつけたりしないで、自発的に振る舞わせるべきなのである<sup>(17)</sup>。特に、彼女においては、子どもは大人と同様に権利を持っているので、子どもに他人を尊重するように教えるのと同様に、大人が子どもを尊重することが必要なのである<sup>(18)</sup>。

ところで、子どもの権利に関する問題が注意を引くようになったのは、エレン・ケイによれば 1800 年代で

あって、ロバート・オウエンが 1815 年に行った児童労働に関する調査からである。すなわち、19 世紀初頭のイギリスでは 8 歳以下の子どもが 14 時間から 15 時間も働かされ、労働に従事した子どもの 4 分の 1 か、5 分の 1 が心身を蝕まれているという事実からである<sup>(19)</sup>。

周知のように、イギリスから始まった産業革命はヨーロッパ各国に波及し、貧しい家庭では生活の糧を得るために主婦や子どもが紡績工場で働くようになり、15 時間前後の長時間労働に従事していた。そのような状態について、エレン・ケイは、家事労働と育児が女性に負担となっているので、女性の夜間労働や坑内労働は危険であり、成人女性にとっても 8 時間労働が必要である<sup>(20)</sup>と、卓見を述べている。また、ケイは、親が外で働いている間に子どもはひとり置き去りにされ、窓の外や炉の中に落ちるなどの問題と、暗い地下室での子どもの成育は目を悪くすると指摘し、さらに親の飲んだくれや精神的不安定から子どもが犠牲にされ、子どもが親の虐待を恐れて自殺する悲惨な状態を問題としている。そして、彼女は、大都会の路地や大工業地帯は陽光が乏しく、空気が汚染されているため、子どもの出生と育つ条件が踏みにじられていると、母性の保護と子どもの生存の権利を主張しているのである<sup>(21)</sup>。同時に、子どもたちは早くから学校から引き離され、工場労働で力を磨り減らす生ける機械となり、自分たちの生活の改善を試みようとしなくなっていると、彼女は指摘している<sup>(22)</sup>。

他方で、エレン・ケイは、児童労働から生じる子どもの非行について、次のように述べている。すなわち、非行を生んだ原因や環境をそのままにしておいて、非行児を補導しても更生は不可能であり、なぜ非行が生まれるのかを問題とすべきであるとしている。彼女によれば、子どもと母親の労働は低賃金であるため、衣食住が十分に確保できず、肉体および精神の疾病の誘因となり、また母親の家庭外労働が家庭と育児をおろそかにさせ、子どもの非行や夫との不和を生じさせているのである<sup>(23)</sup>。まさに、彼女が述べているように、子どもを非行に陥らせる環境を作っておきながら、社会が子どもを正しい道へと追い立てるのは、目玉をくり抜いておいて道に迷ったと鞭で打つ暴君と同じようなものなのである<sup>(24)</sup>。

このような子どもの状態に対して、エレン・ケイは

子どもの守護神や神は一体どこにいるのかと嘆息する<sup>(25)</sup>。しかし彼女は、そのような危険から子どもを救うには神の摂理に期待するのではなく、社会福祉当局が疾病や非行や犯罪の予防にすべてのエネルギーを傾倒することが必要なのであり、社会のなかで保健サービスと精神的サービスが重要な位置を占めるようにならないと不幸は拡大して取り返しがつかなくなる<sup>(26)</sup>と、警告するのである。そして彼女は、社会があらゆる無防備な者を保護し、悩む者をなくすことが第一の任務であると認識し、子どもに対する社会の義務遂行の責任を果たさなくてはならない<sup>(27)</sup>と、提言しているのである。

したがって、エレン・ケイにおいては、子どもたちの心身は15歳までは本来の教育のために学校とスポーツやゲームに活用され、労働能力は職業学校や家庭の仕事で訓練されるべきなのであり、子どもは工場労働に従事させるべきでなく<sup>(28)</sup>、むしろ工場労働と街頭労働が子どもたちの肉体的、道徳的退廃の原因になっていることから、児童労働を禁止すべきなのである<sup>(29)</sup>。確かに、スウェーデンでは1875年に若年者の労働問題が調査され、その結果1882年に児童労働を制限する法律の施行となったが、法律には不備があり、法律違反も多かったことから、彼女は新世紀においては児童労働の法的な不備と女性の労働を保護する法律が論議されて施行されるべきであると述べ、15歳以下の子どもの労働はすべて止めさせるべきであると提言しているのである<sup>(30)</sup>。

このような子どもの保護論や権利論の一方で、エレン・ケイはさらに次のような母子・親子関係における子どもの権利論を展開する。すなわち、彼女は「子どもの第一の権利は親を選ぶことである」<sup>(31)</sup>と論じ、子どもには親の欠陥や過ちのゆえに苦しめられてはならない権利があると論じている<sup>(32)</sup>。彼女によれば、「子どもの第一の権利とみなされなければならないのは、子どもは不調な結婚からは生まれてはならないということ」<sup>(33)</sup>であり、誰もが自分と子どもが重大な結果を招くような結婚をすべきではないのであって<sup>(34)</sup>、新しい生命は夫婦の優しさや健やかさと調和や幸福のなかで生み出されなくてはならないのである<sup>(35)</sup>。

ケイによれば、精神的に病む人の多くは、出生時や幼児期の家庭の状態に何らかの問題があったことが多く<sup>(36)</sup>、そのためにも親が冷淡な心情で子どもを生む

ことは、子どもに過ちを犯すことになり、その過ちは新しく生まれてくる子どもに植え付けられてしまうのである<sup>(37)</sup>。それゆえ、子どもを確実に保護するためには、結婚生活に入る方法と年齢と動機を考えることである<sup>(38)</sup>と、彼女は論じている。そして彼女は、捨て子や子殺しと児童虐待に対しては刑罰や親権の取り消しなどがあるが、その前に子どもに行使される親権をもっと制限すべきであり、怠慢な児童扶養義務者には警告を与えるべきであると、述べている<sup>(39)</sup>。

さらに、離婚などで子どもの帰属が問題になったときは、その最終決定権は父親ではなく、母親に与えるべきであり、母親が子どもの養育能力が無いと証明されない限りは、母親が子どもを引き取る権利を持つべきである<sup>(40)</sup>と、エレン・ケイは述べている。また彼女は、離婚に際して、父親の姓と同様に母親の姓を名乗ることも子どもの権利として許されるべきであると述べ<sup>(41)</sup>、一人ひとりの子どもの父と母の双方に対する同じ権利を持たない限り、将来の道徳の基礎は築かれない<sup>(42)</sup>と、子どもの親を選ぶ権利と子どもの道徳的成長の権利を唱道しているのである。とりわけ、エレン・ケイにおいては、「全生涯を通じて子どもの時代ほど平和を必要とする時期は絶対はない」<sup>(43)</sup>と断言され、平和のなかにこそ子どもの幸福が見出されると、子どもには平和がことさら必要であると捉えられているのである。

### 3. ケイの子どもの権利論の展開

これまで述べてきたエレン・ケイの子どもの権利論や福祉論をまとめれば、「子どもは大人と同様に権利を持っている」という前提のもとに、「子どもの生存の権利」をはじめ「子どもが親を選ぶ権利」と「肉体的、道徳的退廃をもたらす児童労働の禁止」、そして「子どもの道徳的成長の権利」や「自由に行動できる権利」を認め、「過ちも子どもの権利である」とし、「肉体的にも心理的にも子どもの権利を尊重する教育」などが、彼女の子どもの権利論の内容と意味なのである。

他方、ケイの子どもの権利論の後に国際連盟で採択された「ジュネーブ宣言」は、すべての国が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負うことを認め、人種、国籍または信条に関わりなく、すべての児童に以下の諸事項を保障すべきことを人類の義務として宣言している。すなわち、「児童は、身体的ならびに精

神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。飢えた児童は食物を与えられなければならない。病気の児童は看病されなければならない。発達の遅れている児童は援助されなければならない。非行を犯した児童は更生させられなければならない。孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。児童は、生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。児童は、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。」というものである。

この「ジュネーブ宣言」における「身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない」は、エレン・ケイが説く「肉体的にも心理的にも子どもの権利を尊重する教育」を意味する。また、「飢えた児童は食物を与えられなければならない。病気の児童は看病されなければならない。」や「孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。」は、彼女が強調する「子どもの生存の権利」である。そして、「生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。」は、ケイの「肉体的、道徳的退廃をもたらす児童労働の禁止」を表明している章句であって、さらに「発達の遅れている児童は援助されなければならない。非行を犯した児童は更生させられなければならない。」という章句は、彼女の言う「過ちも子どもの権利である」の別表現と考えられるのである。

そこで、エレン・ケイの子どもの権利論と国際連盟の「ジュネーブ宣言」を比較して論究すると、1914年から1918年の5年間に亘る第1次世界大戦を経た1924年の「ジュネーブ宣言」は、ケイの1900年の『児童の世紀』における子どもの権利論の20年余後のことであるが、同宣言にはケイの子どもの権利論が反映され、盛り込まれていると考えられるのであり、いわば国際連盟の「ジュネーブ宣言」はエレン・ケイの子どもの権利論の展開と言えるのである。

この論拠として、『児童の世紀』が初版では2,500冊出版された程度であり、当初の評価は国内に限られた

ものであったけれども、1902年にドイツ語訳が出版されて高い評価を得るなかで、1909年までに9カ国語に翻訳されるほど世界各国で読まれ、特にドイツ語版は初版の10倍の25,000冊も出版され、1926年までに36版を数え<sup>(44)</sup>、また1911年と1927年には改訂版が出版され、その後11カ国語に翻訳されて読まれたという事実があり、彼女の子どもの権利論が広く世界各国の有識者層や国際機関の指導者層に認知されていたと考えられるからである。

#### 4. コルチャックの子どもの権利論

コルチャックは、本名はヘンリク・ゴルトシュミット (Henryk Goldszmit) と言い、1878年(1879年という説もある)7月22日ワルシャワで生まれた<sup>(45)</sup>。父親はユダヤ系ポーランド人で裕福な弁護士であったが、コルチャックが人文ギムナジウムを終える頃に亡くなったため、彼は苦学してワルシャワ大学で医学を学び、かたわら文芸活動をするなかで児童文学作家としての評価を得るとともに、医学博士号の取得後に小児科医となった<sup>(46)</sup>。彼は1911年から孤児院長となり、その後長くユダヤの孤児たちの父として教育に従事した<sup>(47)</sup>。1939年9月1日、第2次世界大戦勃発の契機となったナチス・ドイツのポーランド侵攻により、ドイツ第3帝国総統ヒトラー (Adolf Hitler, 1889-1945)の指令でユダヤ系ポーランド人の迫害が始まり、1940年10月26日コルチャックはユダヤ系であるため、彼の孤児院の子どもたちとともにワルシャワのゲットーに移された。そして、1942年8月の初旬に彼の孤児院も「ユダヤ問題最終解決」(Endlösung der Judenfrage)の対象となり、8月8日ヒトラー総統の「親衛隊」(Schultzstaffel Truppen)によって彼は200名の子どもたちとともに抹殺収容所の「トレブリンカ強制労働収容所」(Arbeitslager Treblinka)に連行され、虐殺されたのである<sup>(48)</sup>。

このような経歴を持つコルチャックが有名になったのは、彼の児童作家としての作品や著作だけでなく、第2次世界大戦後にナチス・ドイツのユダヤ人大殺戮・ホロコーストが問題となり、その最大の被害国ポーランドにおいてコルチャックが子どもたちとともに強制収容所で虐殺されたという事実が明らかになったことからである。その後、彼を主人公にした演劇が世界の各地で上演され、またポーランドの著名な映画監督

アンジェイ・ワイダ (Andrzej Wajda, 1926-) によって1990年にポーランドと西ドイツとフランスの合作で「コルチャック先生」として映画化されたことが一段と彼の名を高めたとも言える。とりわけ、冒頭の註(1)で記したように、「子どもの権利条約」発案の内容となった子どもの人権の唱道者の一人にコルチャックが挙げられ、彼の祖国ポーランドが同条約を国連で提案する動機となったのである。そして、条約採択後、子どもの権利についての関心が世界の多くの国々において高まり、コルチャックはその子どもの権利論とともにさらに評価されることになったのである。

ところで、コルチャックの子どもの権利論と言うべき『尊重すべき子どもの権利』は、彼が1926年から1928年にかけて行った3つの講義草稿——3つの講義草稿とは、1926年の春にポーランド初等学校教員連盟の特殊学校部によって計画された「子どもの権利」をテーマとする討論の夕べで一連の講義草稿と、1927年2月9日から4月9日の2ヶ月の間に彼が行った社会福祉施設の教師のための継続教育での「個人としての子どもの権利」をテーマとした講義草稿および1927年から1928年にかけて彼が関与したポーランド児童保護委員会によって催された公開事業の委託「ハンデキャップのある子ども」に関する一連の講義草稿である<sup>(49)</sup>——から完成させたもので、「子どもの権利」を表題にした論考としては最初であり、古典に属するものと言える。同書は(1)「軽蔑・不信」(Missachtung・Misstrauung)(2)「嫌悪」(Unwillen)(3)「尊重すべき権利」(Das Recht auf Achtung)(4)「子ども自身であることの子どもの権利」(Das Recht des Kindes zu sein, was es ist)から構成され、本論は(3)(4)であって、(1)(2)はその序論として親や教育に当たる者の子どもに対する姿勢の反省と、コルチャックの子どもの存在そのものについての認識が記されている。

コルチャックは、まず我々大人は子どもが弱く未成熟な存在であるのを考えずに服従させ、繊細な子どもを強制して惨めにしている」と論じる。すなわち、我々大人は子どもが重要なものとそうでないものとの区別ができず、大人の生活の大変さを子どもが知らないとして、子どもの疑問や意見や異議を軽視していると言うのである<sup>(50)</sup>。また、子どもの存在は神と法の下で価値があるが、大人から見れば子どもは物事を知らな

い未熟で小さい将来の市民でしかなく、「考え、知り、理解せよ」<sup>(51)</sup>と子どもを勉強させるが、それは我々大人が子どものなかに望むことだけを見ているからであって、むしろ我々が思い違いをしているのではないのか<sup>(52)</sup>と、コルチャックは自問自答している。

一方で、コルチャックは彼の孤児院での子どもの観察から、子どもは、無思慮ないたずらや意味もない突飛な行動と気まぐれから暴発し、幼稚であてにならない気まぐれな存在であって、従順で無邪気に見えるが実際はずる賢くて油断できず、嘘をつき隠しごとや言い逃れをすると述べ、そのような子どもを我々はどうのように大目に見ることができるのか、否むしろ子どもは軽蔑と不信と疑いや非難を起こさせる存在であると、自問的に述べている<sup>(53)</sup>。他方で、我々は子どもたちを愛しているのであり、子どもは希望や喜びと安らぎであり、我々の生活の光の極致であると述べている。しかし、同時に親や我々は子どもを負担や邪魔と感じたりするが、愛している子どもを嫌悪するのは何に原因するのであろうか<sup>(54)</sup>と、親や大人の子どもに対する嫌悪感をさらに問題とするのである。

コルチャックによれば、親が子どもを負担に感じ、邪魔で嫌な存在と感ずるのは、親の家庭生活の不安定や出産に伴う心身の不調と慣れない育児の負担や束縛からなのである。また、子どもが成長すると、親が願うような子どもになるのは稀であって、しばしば親は失望感を味わうことになる。しかしながら、我々親は辛抱しなくてはならないと、彼は言うのである。親からすれば、子どもは我々親に感謝する義務があるが、むしろ子どもは年を重ねるに従って親が望んでいる期待から外れ、親の望みと子どもの現実との距離は広がっていくのである。そのような状況のなかで、親は子どもへの不信や嫌悪の解決を学校に依存し、子どもを教育の経験者や専門家に委ねることになるのである<sup>(55)</sup>。

ところが、コルチャックの認識においては、教師と子どもの関係は親ができなかったことを期待するにはほど遠い実態なのである。すなわち、子どもの落ち着きのない騒がしさや、好奇心と質問は教師をうんざりさせるし、疑問としばしば惨めな結果となる試みは教師を疲れさせ、それらは教師に子どもを見下し、不信や疑いをもたせ、容赦のない追求と非難や告発になって、子どもを罰することになる<sup>(56)</sup>。また、集団のな

かの子どもはそのような厳格な規律に対して暴力的な徒党を組み、子どもでもなければその本性でもないようなひどい脅迫によって刃向かうのである<sup>67)</sup>。

コルチャックによれば、教師が子どもたちに一つの方向を強いると、子どもたちの反動は激しいものとなり、教師自身を誤った道に歩ませることになる。そこで、コルチャックにおいては、教師は子どもをおとなしくさせるために子ども叱りつけないことが要求されるのである。また、彼の教師としての長い経験からすれば、子どもは尊重や信用と愛着に値し、情の深い暖かい雰囲気、愉快な笑い、生き生きとした努力や疑問、純粋で曇りなく愛嬌のある喜びなど、教職は子どもと共感できる創造的で美しい仕事なのである<sup>68)</sup>。

このような教師や親たち大人と子どもとの関係における子ども軽視や子ども嫌悪の態度に対して、コルチャックは子どもの「尊重すべき権利」(das Recht auf Achtung)を5つ挙げている<sup>69)</sup>。すなわち、第一には、子どもの無知を尊重し、知る作業を尊重することである。コルチャックによれば、子どもは言葉や法律や慣習を少ししか知らず、困ったときは周囲を見回して指示や助言を求めるので、子どもには問いに答える指導者が必要なのである。それにもかかわらず、知識が少ない子どもに優しく教えるのではなく、うるさく叱って罰するのは悪意に他ならない。

第二には、子どもの失敗と涙を尊重することである。子どもは、失敗したことに痛みを感じているのに怒られ、侮辱されることで涙を流しているのであって、それは苦痛の表現と受け入れるべきなのである。また、第三には、子どもの所有物とそのもくろみを尊重することである。すなわち、子どもは本やノートや鉛筆を手に入れるのに貧しい家計を思い煩い、お荷物になりたくないのであって、子どもにとってそうした物を得ることが極めて切実なことであるからである。さらに、第四には、子どもの成長の秘密や成長という困難な仕事の不安定さを尊重することである。言うまでもなく子どもは成長するのであり、成長のあいだは昼夜の暇なく変化が起り、心配や不安がつきまとうのであって、子どもはそうした重荷との闘いを避けて休み安らぐ必要があるのである。そして、第五には、子どもの現在の時間や今日という日と、二度と来ないそれぞれの瞬間を尊重することである。つまり、子どもには明日があるからと言って今やっていることを止めさせ

たり、急がせてはならないのであって、そうすることは子どもの生命の成熟の重要な瞬間を歪めて害することになるからなのである。

これらの「尊重すべき子どもの権利」には、「子どもたちは人類や人口、また国民や住民、そして同胞のなかで多くの割合を占めているのであって、子どもたちは不変の同伴者なのである。彼らは存在したし、存在しているし、存在するのである。」<sup>60)</sup>という子ども観が基底となっていて、いわばコルチャックにおいては子どもは大人と同じ存在であって、それゆえ彼らの権利が尊重されるべきであると考えられているのであり、とりわけ「子どもであるとして存在する子どもの権利」(das Recht des Kindes zu sein, was es ist)<sup>61)</sup>を尊重することが特に要求されているのである。それゆえ、コルチャックにとっては、「教師の課題は子どもの生活を保障し、子どもが子どもである権利を手に入れさせることである」<sup>62)</sup>と言えるのである。

## 5. コルチャックの子どもの権利論の展開

ヤヌシュ・コルチャックが子どもの権利を論じたのは1926年から1928年であるが、すでに1924年に国際連盟で「ジュネーブ宣言」が採択されている。「ジュネーブ宣言」の影響を受けて、ポーランドでもポーランド児童保護委員会によって「子どもの権利」の要求が盛んとなり、コルチャックも前述したように子どもの権利に関する啓蒙活動に努めていた。1928年9月17日から23日の1週間、ポーランド児童保護委員会主催の第1回「子どもの週間」の声明では、飢餓や寒さと貧困、孤児や悪い家庭環境に苦しむ子どもたちが問題とされたのである。コルチャックもワルシャワでの「子どもの週間」の祭典準備の実行委員会メンバーになっていた<sup>63)</sup>ことから、当然彼は「ジュネーブ宣言」を熟知していたのであって、彼は彼の子どもの権利論においてジュネーブ宣言の起案者に対し、「宣言は、権利と義務を取り違え、要求ではなく友好的な勧告に聞こえ、それは好意を求めての請願という善意への訴えである」<sup>64)</sup>と評している。

このコルチャックの「ジュネーブ宣言」についての批評は、宣言から数年経ているのに国際的機関での児童の権利宣言がその要求として各国政府において立法化されず、保障されていない現実への告発と、また日常的な世界での子どもたちの生活において彼らの権利

が権利として強く認識されていないことへの批判と言うべきである。確かに、「ジュネーブ宣言」のなかには孤児の援助が謳われているけれども、コルチャックの批判はまさに「ジュネーブ宣言」が抽象的なお題目に終わっていることへの彼の憤りの言葉とも言えるのである。すなわち、コルチャックが養育に当たった子どもたちは、子どものなかでも家庭環境に恵まれなかった孤児院の子どもたちであり、それも歴史的、社会的に差別されてきたユダヤの子どもたちであって、彼の「ジュネーブ宣言」の批評は、そうした問題の多い子どもたちとの生活現実からの体験的な批判と言うべきであり、それは平明な言葉による一文であるが極めて底の深い意味内容を有していると言えるのである。

ところで、彼の子どもの権利論をエレン・ケイの子どもの権利論と比較して言えることは、ケイの子どもの権利論は親たちとの関係における子どもの権利をはじめ、子どもの置かれた社会生活環境における子どもの権利に重心があり、それに対してコルチャックの子どもの権利論は、子どもそのものの属性を尊重する権利に重心があると言える。すなわち、ケイが問題とする子どもの権利の第1は子どもが「親を選ぶ権利」であり、また親や大人社会の至らなから来る子どもの生命の危険を防ぐ「子どもの生存の権利」と、その「子どもの道徳的成長の権利」であって、それらはいわば大人や社会環境との対自的な子どもの権利論と言えるのである。

一方、コルチャックの子どもの権利論は、エレン・ケイの子どもの権利論が反映された「ジュネーブ宣言」からさらに踏み込んで、子どもの成長や行動において子どもが子どもそのものとして在ることを尊重する即自的な子どもの権利論と言えるのである。このような違いが、いわば前述のコルチャックの「ジュネーブ宣言」への批判的な論評の内実と考えられるのである。

さらに、コルチャックの子どもの権利論と1959年の「児童権利宣言」や1989年の「子どもの権利条約」との関係性を見てみよう。前述したように、コルチャックは第2次世界大戦中にドイツ第3帝国占領下のポーランドの「トレブリンカ強制労働収容所」の毒ガス室で虐殺されたのであるが、戦後を暫く経てポーランドやその隣国の旧ソビエトやドイツにおける彼の残された著作の出版により、コルチャックの生き様や作品が評価され、彼は著名な人物となった。

戦争の惨禍も癒えぬ1945年10月、戦争の反省から国際連合が組織され、1948年に「世界人権宣言」が採択され、1959年には「世界人権宣言」の精神に従って「児童権利宣言」が採択された。「児童権利宣言」は全文10条からなり、第1条、第2条、第3条において児童は人種、性別、宗教、出自、社会地位で差別されないこと、心身とともに知的、道徳的、社会的成長ができるように特別な保護を受け、健康に成長する子どもの権利が謳われている。そして、第5条と第6条には障害のある児童と家庭のない児童などの愛情と物質的保障が掲げられ、第7条では教育を受ける権利、第9条では子どもの放任、虐待、搾取からの保護と、児童の売買や有害な若年労働の禁止が掲げられており、第10条では世界の平和と友愛のもとで児童の能力が人類に貢献できるように育てられなくてはならないことが謳われている。

これらの子どもの権利の内容は、「ジュネーブ宣言」の権利内容がより具体的に書き直されたものと言えるし、そこにはエレン・ケイやヤヌシュ・コルチャックが論じた子どもの諸権利が謳われていると言えるのである。また、1989年の「子どもの権利条約」は、その前文に述べられているように、「ジュネーブ宣言」と「児童権利宣言」の精神に留意して起草されたもので、条約署名などの手続きの箇条を含む3部構成から成る全54条の大部なものである。第1部は、児童の諸権利に関する条文で、子どもの定義から始まり、差別の禁止、生命や生存と発達の確保、国籍身元の保全、意見表現の自由、信教と良心の自由、結社と集会の自由、プライバシーと名誉の保護、通信・情報・メディアの自由の確保、虐待・放任・搾取・児童売買からの保護、難民と武力紛争からの保護、健康・医療・障害児等の社会保障と余暇の確保、文化生活と教育を受ける権利、薬物と有害労働や性的虐待からの保護など、多くの子どもの権利が成文化されている。

この「子どもの権利条約」は、成人を対象にした「世界人権宣言」の権利内容とほとんど変わらない権利が子どものためにも謳われ、「ジュネーブ宣言」や「児童権利宣言」と比べると権利の内容が明確に条文化され、極めて子どもの権利が拡充された内容となっている。とりわけ、この「子どもの権利条約」には、条約であることから、締結国の子どもの権利の尊重と確保の進捗状況を審査する委員会の設置も盛り込まれ、ま

た締結国に報告義務が課せられていて、まさにエレン・ケイやヤヌシュ・コルチャックが標榜して要求した子どもの尊重やその権利を実現して促進する意図が明確になっていると言えるのである。

## 6. 結語

今日では「子どもの権利」が当然のこととして語られているが、子どもの権利の基底として子どもが尊重されるようになったのはそれほど古くはなく、18世紀後半の教育思想において子どもを子どもとして尊重すべきことが子どもの権利論に先だって論じられたのである。すなわち、子どもの発見の書と言われるルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778) の1762年の著作『エミール』(*Émile ou de l'éducation*) において、子どもを子どもとして尊重すべきことが唱道された。ルソーは、『エミール』の冒頭で「人は子どもというものを知らない。子どもについてまちがった観念を持っているので、議論を進めれば進めるほど迷路には入りこむ。このうえなく賢明な人々でさえ、大人が知らなければならぬことに熱中して、子どもになにが学べるかを考えない。かれらは子どものうちに大人をもとめ、大人になるまえに子どもがどういうものであるかを考えない。」<sup>65)</sup>と述べ、「子どもは獣であっても成人した人間であってもならない。子どもでなければならない。」<sup>66)</sup>と子どもの固有性を論じ、また子どもは人間生活の秩序のうちにその地位を占めているのであり、人間を人間と考えるように子どもを子どもとして考えなければならない<sup>67)</sup>と、子ども尊重の思想を展開している。

このルソーの子ども尊重の思想は、「人権宣言」が発せられたフランス革命の成立もあって、18世紀から19世紀にかけて広まり、ドイツ語圏のペスタロッチ (Johann Heinrich Pestalozzi, 1746-1827) やフレーベル (Friedrich Fröbel, 1782-1852) の教育の思想と活動において結実し、その後20世紀初頭にその復興である「新教育」(New Education) の理念としてデューイ (John Dewey, 1859-1952) やエレン・ケイとイタリアの教育家モンテッソーリ (Maria Montessori, 1870-1952) に継承された。

このような子ども尊重の思想的系譜を辿ると、いわば子ども尊重の思想の第1世代はルソーとその後継者のペスタロッチやフレーベルと、また子どもの労働雇

用を規制し、その福祉と教育に尽力したロバート・オウエンである。そして、第2世代は子どもの尊重と権利を高らかに声明したエレン・ケイであり、ヤヌシュ・コルチャックはマリア・モンテッソーリとともに子どもの尊重と権利を論じた第3世代と言えるのである。

モンテッソーリは、コルチャックと同様に第1次世界大戦の暫く後に、その著作『子どもの秘密』(*Il segreto dell'infanzia, The Secret of Childhood* 1936, *Kinder sind anders* 1952) の冒頭でエレン・ケイの1900年の著作『児童の世紀』の一句を引用しながら、幼児は人間の精神の秘密を解く鍵であり、生命の秘密を潜在的に持っている、大人社会の難問題を解決する手掛かりが児童研究から引き出せると述べ<sup>68)</sup>、我々は子どもの精神生活の構成要素について知らず、心理学者や教育家によってもこれまで観察・研究されていないものが子どもの内に存在しているのに、大人は子どもの心を大人固有の基準によって判断し、子どもの内にある大人の性格と相違するものを欠陥であるとして矯正し、それが子ども幸せのための愛と信じているが、実際にはそれによって子どもの人格を殺していると述べている<sup>69)</sup>。彼女によれば、大人は子どもを愛情で暖め、子どもの発達を妨げる障害を除去し、子どもの発育を促すために環境を整えなければならないのであって<sup>70)</sup>、まさに大人の責任は「あらゆる科学的基盤から子どもの欲求を探求し、子どもに相応しい環境を用意すること」<sup>71)</sup>なのである。

さらに、モンテッソーリは、親たちは子どもを保護し、また神聖な課題を負う保護という言葉の深い意味において子どもを守らなくてはならないと述べ、特に「子どもの諸権利」(*die Rechte des Kindes*) を社会問題とし、子どもの諸権利を承認させる闘いに参加しなくてはならないと論じている。彼女によれば、子どもたちは社会的に賢明で十分な保護が与えられなくてはならないのであり、子どもたちは後の人類そのものを生み出すのであるから、子どもたちの権利を考慮した社会改造が緊急に求められるのである。すなわち、人類は、子どもの権利無視や子どもの虐待に真剣に対処し、子どもの価値や能力とその本性を損なってはならないのである<sup>72)</sup>。

かくして、エレン・ケイが言うように、子どもの時代ほど平和を必要とするのであり<sup>73)</sup>、平和の内にこそ子どもの幸福が見出されるのであって、またモン

テッソーリも言うように子どもの権利を配慮する社会に世界を改造しなくてはならないのである。まさに、今日のイラク戦争やパレスチナ紛争をはじめとする政治と宗教のイデオロギーに絡む世界の争いのなかで、多くの子どもたちが犠牲になっていることを忘れてならないのであり、政治指導者や大人の思惑で子どもたちを戦禍の災いに巻き込んではいけません。何よりも彼らに平和を保障することが子どもの権利を尊重する大前提に他ならない。そのことを世界は肝に銘じて、努力しなくてはならないのである。第2次世界大戦下のナチス強制収容所の毒ガス室でのヤヌシュ・コルチャックとユダヤの子どもたちの悲惨な死は、そのことを痛切に物語っているのである。

## 註

- (1) 「子どもの権利条約」を提案し、その草案作成に携わった国連人権委員会のポーランド代表アダム・ロパトカ (Adam Lopatka, 1928-2003) は、ヤヌシュ・コルチャックが「子どもの権利条約」の内容である子どもの人権の発案者の一人であったと述べている (新保庄三著『コルチャック先生と子どもたち—ポーランドが子どもの権利条約を提案した理由—』あいゆうびい、1996年、3頁～5頁参照)。
- (2) エレン・ケイの『児童の世紀』は1900年の初版から1913年の第2版と1927年の第3版があり、1902年にドイツ語訳が出版されて以来、多くの国で翻訳されてきた。邦訳としては、古くはドイツ語訳本からの大村仁太郎訳『二十世紀は児童の世紀』(同文館、1906年、1913年改訂3版)と、英訳本からの原田実訳『児童の世紀』(大同館、1916年、改訂版1960年玉川大学出版部)があるが、本研究ではテキストとして小野寺信・百合子氏の原著スウェーデン語からの直接の邦訳『児童の世紀』(富山房、1979年)を使用し、コルチャックの『尊重すべき子どもの権利』はポーランド語原著からのドイツ語訳 *Janusz Korczak Sämtliche Werke*, Bd. 4, Ed. von Friedrich Beiner und Erich Dauzenroth, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloher 1999. を用いた。
- (3) エレン・ケイ著、小野寺信・百合子訳『児童の世紀』富山房、1979年、139頁。
- (4) 同前書、144頁。
- (5) (6) 同前書、140頁。
- (7) 同前書、141頁。
- (8) 同前書、140頁。
- (9) 同前書、142頁。
- (10) 同前書、145頁～146頁。
- (11) 同前書、144頁。
- (12) 同前書、146頁～147頁。
- (13) 同前書、141頁～142頁。
- (14) 同前書、142頁～143頁。
- (15) 同前書、192頁～193頁参照。
- (16) 同前書、304頁。
- (17) 同前書、158頁～160頁参照。
- (18) 同前書、303頁～304頁。
- (19) 同前書、15頁。
- (20) 同前書、103頁～104頁。
- (21) 同前書、56頁。
- (22) 同前書、79頁～80頁。
- (23) 同前書、55頁。
- (24) 同前書、58頁。
- (25) 同前書、56頁。
- (26) 同前書、58頁。
- (27) 同前書、37頁。
- (28) 同前書、79頁～80頁。
- (29) 同前書、61頁。
- (30) 同前書、62頁～64頁、66頁参照。
- (31) 同前書、39頁。
- (32) 同前書、108頁。
- (33) 同前書、34頁。
- (34) 同前書、50頁。
- (35) 同前書、43頁。
- (36) 同前書、41頁。
- (37) 同前書、45頁。
- (38) 同前書、108頁。
- (39) 同前書、54頁～55頁。
- (40) (41) 同前書、122頁。
- (42) 同前書、30頁。
- (43) 同前書、143頁。
- (44) T. レングボルン著、小野寺信、小野寺百合子訳『エレン・ケイ教育学の研究』玉川大学出版部、1982年、176頁、181頁～183頁参照。
- (45) Wolfgang Pelzer, *Janusz Korczak*, Rowohlt, Hamburg 1987, 10 Aufl.2007, S.11., Uwe Radtke, *Janusz Korczak als Pädagoge*, Tectum, Marburg 2000, 2 Aufl.2005, S.17f..
- (46) Wolfgang Pelzer, *Janusz Korczak*, S.16f., Uwe Radtke, *Janusz Korczak als Pädagoge*, S.23ff..
- (47) Uwe Radtke, *Janusz Korczak als Pädagoge*, S.28ff..
- (48) Wolfgang Pelzer, *Janusz Korczak*, S.117f., Uwe Radtke, *Janusz Korczak als Pädagoge*, S.34ff..
- (49) *Janusz Korczak Sämtliche Werke*, Bd. 4, Ed. von Friedhelm Beiner und Erich Dauzenroth, Gütersloher Verlagshaus, Gütersloher 1999, S.576f..
- (50) ditto., S.386ff..
- (51) ditto., S.391.
- (52) ditto., S.389ff..
- (53) vgl., ditto., S.391.
- (54) ditto., S.392.
- (55) vgl., ditto., S.392f..
- (56) (57) ditto., S.394.
- (58) ditto., S.395f..

- 
- (59) ditto., S.399ff.  
(60) ditto., S.399.  
(61) ditto., S.406.  
(62) ditto., S.412.  
(63) ditto., S.575.  
(64) ditto., S.401.  
(65) ルソー著、今野一雄訳『エミール』上巻、岩波書店、1962年、1964年4刷、18頁。  
(66) 同前書、113頁。  
(67) 同前書、103頁。  
(68) Maria Montessori, *Kinder sind anders*, Klett-Cotta, 1987, 1992, 7 Aufl. S.15f.  
(69) ditto., S.22f.  
(70) cf., ditto., S.44ff.  
(71) ditto., S.46.  
(72) ditto., S.212.  
(73) 前掲、エレン・ケイ著『児童の世紀』、143頁。